

簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用） 【家計急変者用】

- ・「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。
- ・申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の年間見込収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」も併せてご提出ください。
- ・年間収入の見込額（E）が収入基準額（F）を下回る場合に支給の対象となります。

各項目を確認いただき、氏名をご記入ください

- ・本給付金の申請要件に該当しています。
- ・食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しています。
- ・収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等・コピー可）を提出しています。
- ・今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額（E）が収入基準額（F）を上回ることが明らかであるものではありません。
- ・本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名 _____

令和5年1月以降（1月を含む）の任意の月の収入額（令和5年1月以降にひとり親になった方はその翌月以降の月）をご記入ください。
※月額です。また、下記の項目以外の収入は記載不要です。

令和 年 月

項目		月額（単位：円）	注意事項	
		万 千 百 十 一		
A	養育費		養育費の支給を受けている場合にご記入ください。	
B	給与収入		サラリーマンやアルバイトの方などで、給与収入がある場合に総支給額をご記入ください（手取り額ではありません）。 給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。	
C	事業収入又は不動産収入		自営業者などの方で、事業収入又は不動産収入がある場合に経費などを差し引く前の金額をご記入ください 帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。	
ア	年金収入		公的年金収入がある場合にご記入ください。 遺族に対して支給されるものも含まれます。 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。	
D	イ 児童 相当 額	児童数	月の支給額	遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、左の表を確認し該当する金額をご記入ください。 児童数は申請日時点の人数です。 児童が4人以上の場合は、18,300円に児童1人あたり3,050円を加算してください。
		0人	0円	
		1人	10,160円	
		2人	15,250円	
		3人	18,300円	
4人以上	3,050円加算			
年金相当収入（ア－イ）			ア、年金収入－イ、児童扶養手当相当額の金額をご記入ください。	

e	月額収入の合計額		(A+B+C+D)により算出してください。
E	年間収入の見込額		e×12により算出してください。
F	収入基準額		裏面より転記してください。

E < F を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額の申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となりますので、こども福祉課（047-712-8539）までご連絡ください。

（裏面に続きます）

○収入基準額を算出します

(裏面)

申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む）、
 または養っている親族以外の児童（申請日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。
 6人以上となる場合は、別紙（任意の用紙で可）に氏名などを記入し提出してください。

番号	フリガナ 氏名	生年月日	申請日時点の年齢	該当する場合は△または○を記入		職員記入欄	
				16歳以上23歳未満 の親族（△）	70歳以上の親族・ 配偶者（○）	△	○
1							
2							
3							
4							
5							

上記で記入した人数を
 チェックした上で、
 あてはまる基本基準額を
 エの欄に転記してください。

△もしくは○ の合計数		
係数	× 150,000円	× 100,000円
加算額		

✓	人数	基本基準額
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

単位：円

ウ	加算額合計	
エ	基本基準額	
F	収入基準額 (ウ+エ)	

6人以上いる場合は、1人増えるごとに
 475,000円を加算します。

Fの収入基準額を、表面のF欄に転記してください

申請者が**父母以外の養育者**で、かつ**以下のいずれかに該当する場合は**
 収入基準額が変わりますので、こども福祉課（047-712-8539）までご連絡ください。

- (異なる様式の収入基準額の算出票をお送りします)
- ・父が死亡または生死不明かつ母がない児童
 - ・母が死亡または生死不明かつ父がない児童
 - ・母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、
母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
 - ・父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童